③ＥＣ理事会指令67／548／ＥＥＣの付属書Ⅱ及び1999／45／ＥＣにより、製品全体として危険シンボルを表示する必要性を生じさせる物質
④１つ以上のアゾ基が分解されて別表１に示すアミンを放出する可能性のあるアゾ着色剤（染料又は顔料）

イ．トナー及びインクに関し、Ames試験において陰性であること。
ウ．トナー及びインクのＭＳＤＳ（化学物質等安全データシート）を備えていること。

別表１　特定の芳香族アミン

	化　学　物　質　名	ＣＡＳ　№.
1	４―アミノジフェニル	92―67―１
2	ベンジジン	92―87―５
3	４―クロロ―*o*―トルイジン	95―69―２
4	２―ナフチルアミン	91―59―８
5	*o*―アミノアゾトルエン	97―56―３
6	２―アミノ―４―ニトロトルエン	99―55―８
7	*p*―クロロアニリン	106―47―８
8	２，４―ジアミノアニソール	615―05―４
9	４，４’―ジアミノジフェニルメタン	101―77―９
10	３，３’―ジクロロベンジジン	91―94―１
11	３，３’―ジメトキシベンジジン	119―90―４
12	３，３’―ジメチルベンジジン	119―93―７
13	３，３’―ジメチル―４，４’―ジアミノジフェニルメタン	838―88―０
14	*p*―クレシジン	120―71―８
15	４，４’―メチレン―ビス―（２―クロロアニリン）	101―14―４
16	４，４’―オキシジアニリン	101―80―４
17	４，４’―チオジアニリン	139―65―１
18	*o*―トルイジン	95―53―４
19	２，４―トルイレンジアミン	95―80―７
20	２，４，５―トリメチルアニリン	137―17―７
21	*o*―アニシジン	90―04―０
22	４―アミノアゾベンゼン	60―09―３

10　調達を行う各機関は、カートリッジ等の調達に当たって、本体機器への影響や印刷品質を勘案し、次の事項に十分留意すること。

ア．以下のカートリッジ等の品質保証がなされていること。
①自社規格によって品質管理が十分なされたものであり、印字不良・ジャム・トナー／インク漏れ・ノズル詰り・本体破損などの品質不良についての品質保証（使用される製品に起因する品質不良が発生した場合において、代替品の手配、機器本体の修理等）がなされていること（一般に本体機器の保証外のカートリッジ等の使用に起因する不具合への対応は、保守契約又は保証期間内であっても有償となる場合が多い）。
②本項の判断の基準を満たす製品の使用に起因するコピー機、プリンタ等の機器本体への破損故障等の品質に係る問題が発生した場合は、当該製品の情報（製品名、事業者名、ブランド名、機器本体名等）及び発生した問題を記録するよう努めること。

イ．使用目的・用途等を踏まえインクカートリッジを選択すること。
①写真画質等の高い印刷品質が必要な場合、長期保存する場合、直射日光の当たる場所での使用を想定する場合等は、耐光性、耐オゾン性、耐水性等に優れ、本体機器と連携のとれたインクカートリッジを選択すること。
②新品インクカートリッジに充填されているインクと再生インクカートリッジに充填されているインクは同一のものではないことから発色が異なることを認識し、使用するインクカートリッジを選択すること。

11　調達を行う各機関は、カートリッジ等の調達に当たって、製品の化学安全性及び事業者の回収システム・リサイクルシステム・適正処理システム等の構築に関する信頼性の確保の観点から、事業者が次の書類を備えていること（例えば、事業者の判断で公開するウエブサイト等で確認できることなど）に十分留意すること。

ア．トナー又はインクに関するAmes試験に係る報告書等
イ．トナー又はインクに関するＭＳＤＳ（化学物質等安全データシート）
ウ．配慮事項に示された各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等

⑵　目標の立て方

当該年度のトナーカートリッジ及びインクカートリッジの調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

５―14　掛時計

⑴　品目及び判断の基準等

掛時計	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①太陽電池及び小形充電式電池（二次電池）を有し、一次電池を使用せず作動するものであること。 ②太陽電池及び一次電池が使用される場合には、通常の使用状態で一次電池が５年以上使用できるものであること。 ③一次電池のみで使用される場合には、電池が５年以上使用できるものであること。 【配慮事項】 ①使用される一次電池の個数が、可能な限り少ないこと。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「掛時計」は、通常の執務室・会議室等において使用する壁掛型の時計とし、講堂等において使用する大型のもの等は除く。
２　「通常の使用状態」とは、室内の開放された壁、柱等に掛けられて使用されている状態をいう。